

令和7年第2回

荒川区教育委員会定例会

令和7年1月24日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和7年荒川区教育委員会第2回定例会

1 日 時	令和7年1月24日	午後0時00分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員	高 梨 博 和 小 林 敦 子 長 島 啓 記 坂 田 一 郎
4 欠席委員	委 員	繁 田 雅 弘
5 出席職員	教 育 部 長 教育総務課長 教育施設課長 教育施設担当課長 学 務 課 長 指 導 室 長 教育センター所長 生涯学習課長 書 記 書 記 書 記	三 枝 直 樹 山 形 実 田 中 欣 也 井 上 千 恵 渡 辺 裕 登 下 条 知 淑 杉 山 茂 篠 原 啓 輔 大 西 寛 和 吉 田 夏 彦 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する意見の聴取について

議案第 3 号 荒川区立学校設置条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

議案第 4 号 令和 7 年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について

(2) 報告事項

ア 区立中学校における不登校対応巡回教員の配置について（モデル実施）

イ 南千住図書館・荒川ふるさと文化館リニューアルの基本設計について

(3) その他

教育長 本日は研究発表がございますので、12時からということで時間を変更していただきました。ただいまから荒川区教育委員会令和7年第2回定例会を開催させていただきます。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日は4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、坂田委員、御兩名にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

10月11日開催の第19回定例会及び10月25日開催の第20回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、皆様に御確認をお願いしてまいりました。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 それでは、承認いたします。

11月8日開催の第21回定例会の議事録を皆様に現在お送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしたいと考えてございます。恐縮ですが次回までに御確認いただき、お気づきの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進行させていただきます。

本日は、審議事項3件、報告事項2件となっております。

まず初めに、議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 3ページを御覧いただきたいと思っております。議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する意見の聴取について」でございます。

提案理由でございます。令和6年度荒川区議会定例会・2月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容を御覧いただければと思っております。まず、経緯でございます。令和4年6月17日付で刑法の改正がございました。その中で、「懲役」及び「禁錮」につきましては「拘禁刑」という形で改められまして、その施行につきましては令和7年6月1日とされたものでございます。区の条例におきまして、懲役や禁錮の表現がございましたので、今回一括して拘禁刑に名称を変更するものでございます。あわせまして、それに伴った経過措置を設ける必要があるというところでございます。

条例名につきましては、先ほどありました刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整理に関する条例でございます。

条例の主な内容は、先ほど申し上げましたように「懲役」と「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもので、その下に記載がございます条例関係のところにも今の表現が入っているので、それを一括して改めるものでございます。

(2)のところでも経過措置がございます。少し文章が長くて分かりにくいところがあるのですが、基本的には懲役及び禁錮となっていたものについては、拘禁刑で読み替えるということでございます。

まず最初のアのところについては、アの一番最後のほうの行です。「当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする」と。要するに期間については同じものにしますよということでございます。

イの人の資格につきましても同じように読み替えるのですが、よくあります弁護士は禁錮以上の刑をするとなれない、そういうのを拘禁刑と読み替えると、人の資格というところがございます。

4ページに条例の一部改正、同じように条例の施行前に実施された、例えば給与の条例など、そういうものについてもそれを適用しますよというのがウでございます。

4番でございます。施行期日につきましては、先ほどの法律にあります令和7年6月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第2号につきまして、御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 ないものと認めます。討論を終了いたします。

議案第2号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第3号「荒川区立学校設置条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

では、これも山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 15ページを御覧いただければと思います。議案第3号「荒川区立学校設置条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」でございます。

提案理由でございます。令和6年度荒川区議会定例会・2月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。まずは経緯のところを御覧いただければと思います。区立幼稚園の方向性に基づきまして、令和5年度、6年度の3歳児の園児募集におきまして学級編制を実施しなかった南千住第三幼稚園、尾久幼稚園、東日暮里幼稚園を令和7年4月1日に廃止するとともに、町屋幼稚園につきましては園児の申込みがありましたので、令和9年4月に廃止をするための一部を改正するものでございます。

廃園する幼稚園については、記載がございますように、先ほど申し上げました編制基準に基づきまして、5年度、6年度、3歳児の学級編制しなかった園、南千住第三幼稚園、尾久幼稚園、東日暮里幼稚園については編制基準で、区立幼稚園の方向性に基づきまして廃園をしますよという方向性を示したものついて、今回、町屋幼稚園は併せて条例を改正するものでございます。

施行期日につきましては、最初の3園につきましては令和7年4月1日、町屋幼稚園につきましては令和9年4月1日を考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いいたします。

長島委員。

長島委員 勉強のためにといたしますか。これは条例を改正する条例ですよね。改正後はこうなるといって3園ですか、4園がなくなる。ただ、条例そのものは令和7年4月1日施行なので、条例そのものに別表から3園は消えて、町屋幼稚園は9年4月1日廃止ですよ。条例の別表には町屋幼稚園は残るのですか。残って説明があるような形になるのですか。そこがどうなっているのかなと思ひまして。

教育総務課長 確かに施行が9年4月1日でございますので、今の段階で条例上、落とすというのは難しいと思いますので、附則等でその辺の表現をさせていただいて読み替えるという形になると思います。

長島委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

坂田委員。

坂田委員 本件はこの委員会でも、これまで結構議論してきた問題で、子供たちの教育を考えると、やはり一定数の園児がクラスにいて、その間での交わりがあったほうが子供たちの成長にとって好ましいだろうと私は思います。そういう意味で、幼稚園の数をまとめるということはやむを得ない方向性だと思います。

また、幼稚園の数を減らすことに伴って、残る幼稚園の教育内容を充実させる、特に先生方をそういった幼稚園に多く配置することができるので、そういったメリットもあるものだと思います。ただ、幼稚園児ですので、やはり移動の問題がありますので、ここでも議論しているように、子供たちの通園については配慮していく必要があると考えます。

その上で御質問なのですが、今回、当面の措置としての3園と、それから将来の措置としての町屋幼稚園、この2つを一緒に条例にして改正されていると。このことの意義というのはどういうところにあるか、お聞きしたいと思います。

教育長 学務課長。

学務課長 今回、一緒に条例にさせていただきました背景としては、ここでもお伝えはさせていただきましたが、令和4年度に公表いたしました区立幼稚園の方向性については、4園について令和8年度末をもって閉園とするという方向性を出させていただきました。本来であれば、そこで条例改正というのが本筋なのですが、今回、園児が入園されなかったので前倒しで2年早まったという形になります。ただし、もともとの方向性で令和8年度末閉園が決まっている町屋幼稚園は、そこで覆るわけではありませんので、今回併せて学校設置条例の一部改正の条例の附則という形で町屋幼稚園を加えて、もともとの令和8年度末の閉園という内容もここで上程し、議論をさせていただくということで教育委員会としては考えて、このような形を取らせていただきました。

坂田委員 そういう意味で、幼稚園の体制の再構築につきましては、一体として議論をし、一体として決定するのが好ましいと、そういうことを意味しているものだと私は考えます。

教育長 よろしいでしょうか。

坂田委員 はい。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

小林委員。

小林委員 今現在、幼稚園に通う児童数ですが、急速に減少している状況かと思われま。また、幼稚園等を担当する先生方の人員の確保もかなり大変になってきているとお伺いしております。そういった時代の流れの中で、統合はやむを得ない方向なのかと思っております。

また一方で積極的な面として、子供がある程度集団の中で育つというのは重要なことですので、これをプラスに考えてよりよい幼稚園教育が実現できるといいのではないのでしょうか。

今後ともよろしくお願いたします。

教育長 よろしいでしょうか。

そのほか御質疑はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第3号につきまして、御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 討論を終了いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第3号「荒川区立学校設置条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第4号「令和7年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 19ページを御覧いただければと思います。議案第4号「令和7年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」でございます。

提案理由でございます。令和6年度荒川区議会定例会・2月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。まず、歳入のところを御覧いただければと思います。使用料及び手数料については376万2,000円、増減がマイナスの5万7,000円。

国庫支出金については1億8,548万円、増減については9,927万7,000円。

都支出金につきましては8億5,065万8,000円、増減につきましては1億6,236万6,000円。

繰入金につきましては300万円、増減につきましては12億8,200万円。

諸収入につきましては762万3,000円、増減につきましてはマイナスの1,944万2,000円。

特別区債につきましては7億4,500万円、増減につきましてはマイナスの4億3,600万円。

教育費の中の一般会計の予算につきましては17億9,552万3,000円、増減につきましてはマイナスの14億7,585万6,000円でございます。

歳出につきまして御覧いただければと思います。教育費全体で7年度予算額につきまして

は133億3,500万円、増減につきましてはマイナスの19億6,600万円。

まず、教育総務費につきましては35億5,182万円、増減につきましては5億7,665万9,000円。

小学校費につきましては60億3,737万8,000円、増減につきましてはマイナスの23億694万5,000円。

中学校費につきましては24億9,539万8,000円、増減につきましてはマイナスの4億7,894万8,000円。

校外施設費につきましては3億1,045万7,000円、増減につきましては1億1,870万3,000円。

幼稚園費につきましては9億3,994万7,000円、増減につきましては1億2,453万1,000円でございます。

その下、生涯学習の關係の経費につきましては、歳入について3,847万円、増減につきましては217万6,000円、歳出につきましては24億2,704万7,000円、増減につきましては1,939万2,000円となったところでございます。

少しページが飛びまして、33ページを御覧いただければと思います。横の表でカラーになっています。

歳入のところは御覧いただければと思いますけれども、主に歳出のところを御説明させていただきたいと思います。今年度、新規充実した事業がかなりございますので、その辺を中心に御説明をさせていただければと思います。

まず、教育総務費でございます。一番最初でございます小学校児童防災キャップの配備でございます。ちょうど今これを持っているんですけども、ヘルメットと防災頭巾の間のようなもの、これを来年度、小学校全児童に配付をいたします。中学校についてはヘルメットがもう既に配付をされているので、今回、このキャップ型を全児童に配付するのは23区でも初でございます。1月31日に予算プレス発表を行いますので、そのときの目玉の一つになっているところでございます。

2点目、エデュケーション・アシスタントについては、小学校に1人ずつ配置をする形になります。これについては、上にございます都支出金が全額充当される形になってございます。

その下、教育総務費の中の保護者負担軽減の補助金、同じように小学校費の教材教具のところについても保護者の負担軽減に係る補助金、中学校費についても教材教具のところ、また校外施設費についても保護者負担の軽減がございます。今回、目玉のトップになりまして、よく言う学校で徴収をする補助教材の部分、これについて保護者負担軽減をするとともに、

修学旅行、移動教室、夏期施設などの経費についても区が負担、また卒業アルバムについても区が負担という形で、学校給食に併せまして保護者の負担を今回取り組む形になってございます。これが教育としては、区としても今回一番の目玉として1月31日のプレス発表に出る予定になってございます。

教育総務費のその下でございます。教育相談事務費の心の健康観察アプリの導入、これについてはタブレットのところに子供の気分、今日の気持ちなどが分かるようなアプリを入れまして、それに合わせて教員なりスクールカウンセラーなりが指導するという、これも新規でございます。

その下の小中学校事業については、第三日暮里小学校のところ、東日暮里幼稚園が今回廃園になりますので、東日暮里幼稚園のところに学童クラブを移設しまして、三日小の学童クラブが移ったところに特別支援学級を来年度工事して、8年度に開設する経費でございます。

その下、学力向上マニフェストについては、あらかわ寺子屋について委託を今回、中学校について導入をする形になります。今まで教員や地域の方が行っておりましたが、今回委託をします。これも新規でございます。

小学校費の施設整備費については、工事費の減がでございます。保護者負担軽減については、先ほどございました補助教材や卒業アルバム。

教育費、かなり新規が多いのに減額をされているのは、その下の教育用のコンピューター、タブレットの更新が今年度で全部終わりますので、その分が減額をしているので全体として減っているように見えてしまうのですが、新規事業についてはかなり大きく出ているところでございます。

一般給食についても、給食の無償化についてはこれまでも取り組んでございましたが、今年度の補正予算で給食の単価を増してございます。その分が年度当初の予算で比較をすると増という形になりますので、継続して学校給食の無償化をやっていきますということでございます。

中学校費についても同じでございます。

校外施設費につきましては、先ほどございました、今まで移動教室や夏期施設で負担をしていたものについては全部区が補助金で出す形になります。

幼稚園費については、預かり教育を4園で実施しますので、3園分の増がここに記載をされているところでございます。

主な歳出については以上でございます。

34ページが一般会計の資料でございます。一般会計については、7年度、1,319億3,000万円、過去最高の区の歳出予算。教育費については、先ほどございましたように

133億3,500万円、伸び率についてはマイナスになってございますけれども、かなり新規が出ている形になります。

予算の概要についての説明で、個別のところにつきましては35ページ以降が主要事業になってございます。その中の先ほど出ました新規のところを中心に御説明させていただければと思います。

37ページを御覧いただければと思います。11番のところに教育相談事業体制の充実がございまして、ここの中ほど下のところに「心の健康観察アプリケーション」の導入という、ここに記載をしているところでございます。

13番の学校給食無償化につきましては、一番下の行、給食単価を拡充することによって物価高騰の対応に加え、栄養バランスや給食内容の拡充を図るとというのが記載されているところでございます。

38ページ一番下の19番、先ほど増減のところには額が少ないので出てこなかったのですが、部活動の「地域連携」の取組。モデル校1校で部活動の地域連携の実施をいたします。それについては新規でございまして。

39ページの23番、これが区立学校における補助教材の一部及び遠足・修学旅行費等の無償化という、これが学校徴収金の負担で5億6,000万強の予算が新規で出ているところでございます。

25番の「また」以降のところ、学校プールについては委託をして民間スポーツ施設に行くような実施をしてございますけれども、来年度については区の学校内にある屋内型のプールで委託先に来ていただいて指導するというのを小中で1校ずつ実施する予定でございまして。

26番が今のこの防災キャップでございまして。

40ページの27番が、一番上が先ほどのエデュケーション・アシスタントになります。

主な内容については以上でございまして。

説明は以上でございまして。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いたします。

小林委員。

小林委員 御説明、ありがとうございます。特にエデュケーション・アシスタントの配置事業に関してお伺いしたく思います。

現在、学校の先生方が非常に多忙な状況の中で、教員の働き方改革が進められており、そのためこうした制度が導入されるかと思うのですが、こういった形で事業を実施するのか、この事業を実施したことによって現職の先生方の御負担がどれくらい軽減されることが期待されるのかに関して、御教授いただければと思っております。よろしくお願いたします。

指導室長 エデュケーション・アシスタントについて御説明いたします。

今回、エデュケーション・アシスタントは、人材派遣会社からの配置を今私どもとしては考えているところでございます。小学校24校に1名ずつ週4日勤務で、勤務としては1日7時間45分を考えてございます。こちらの勤務につきましては、校長の指揮監督の下に、今まで例えばスクールサポートスタッフができなかった子供に関わる指導の補助が主になります。

具体的には、例えば登校の見守り、朝支度の補助、それから保護者の連絡の代理、もちろん授業についても準備、片付け、補助、それから休み時間中の見守り、下校準備、見送り、また行事等の準備、補助においても、このエデュケーション・アシスタントを活用することができるということで、かなり先生方の負担軽減につながると期待しているところでございます。

小林委員 そうしますと、個別のクラスに入るという形ではなくて学校全体ということで、その学校に関して1名という形になるということですか。

指導室長 こちらのほうは、補助金の立てつけ上、小学校低学年の学年に付くということになっております。具体的には、1年生から3年生のいずれかの学年に、学校長の判断によって配置をしていただこうと考えております。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 長島委員。

長島委員 人材派遣会社に依頼するということですが、エデュケーション・アシスタントとして配置するとき、その人の条件といいますか、例えば教員免許を取得している、していない、望ましいなど、何かそういったことはあるのですか。

指導室長 先生おっしゃるように、今回、子供に接する仕事ということで、かなりそういったところは私どもも条件を高くしようと考えています。具体的には、教員免許の有無は今のところは設けてはいませんが、教育に関する熱意や、それなりの知識、経験、また人権ですね、特に子供たちの人権尊重など、そうした個人情報保護、そういった意識を持っているという人材をお願いしたいと、今、業者のほうと相談しているところでございます。

教育長 そのほかいかがでしょう。

坂田委員。

坂田委員 まず、毎年申し上げるのですが、この予算案の説明をどうするかというところで、予算案の構造の説明をもう少し工夫したらいいと思うのです。歳入のほうは区民の方はそれほど関心がないので、主に歳出のほうだと思います。今回、学校のコンピューター、タブレット関係の施設更新の経費の増減を除くと全体としてはプラスになっていて、それから幼稚

園の再編も進めているわけですが、幼稚園費もプラスになっていますよね。だから、そのような基本の構造について、一時的な増減を除いて区民の方向けにどう説明するかということ考えたほうがいいと思うのです。

それから、トレンドとして見ると、教育委員会の予算というのはかなり増加をしていて、今年、先ほどの一時的な経費の増減によって減っていますがけれども、しかし5年を束で見るとかなり増えているのです。だから、そのような説明があって個別の話があるというふうにならないと、区民の方々には響かないと、私はそう思います。

次に、今回は少なくとも2つ予算の考え方の大きな変化があるということだと思っております。先ほどおっしゃっていた学校給食費の無償化に伴って、保護者の負担にするという原則だったものについて、区が補助をするという部分です。これについては、社会の大きな意識、それから考え方の変化というのが背景にあって、先ほどの説明の私の理解としては、その変化について給食費だけで終わらせるのではなくて、同じような考え方で修正すべき点は今回は検討して修正されたと理解します。

もう一つは、地域の力や、それから外部の専門性のある会社を活用するのがよいことだという考え方に沿って、今回、それについてさらに踏み込まれるというか、そのような予算編成の変更をされているのだと思っております。いずれにしても、まずそういう構造の説明があって個別の話をされると、予算編成のための検討の結果が区民の皆さんによく伝わるのではないかと思います。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

教育総務課長 失礼いたしました。おっしゃるように新規充実のところをメインに御説明をする形になってございましたけれども、次年度に向けまして経常的経費、義務的経費に近いようなものと新規に充実をするものというのを区別して、また表現ができるように工夫をしてみたいと考えているところでございます。

坂田委員 もう一つ申し上げますと、個々の話の前に、今回のような大きな編成の考え方が変更しているような場合は、構造の説明をすべきだと思うのですよね、こういう考え方でこうしたというか。その上で個別の話があると、皆さん分かりやすいというか。なので、それぞれの施策について個別にばらばらに考えているわけではなくて、関連しているものが結構あるわけですよね。先ほど私が後から申し上げた2つの点ですけれども、これは統一的な考え方によってやっているのだと思っております。だから、教育委員会として、そういうような考え方をしっかりさせた上で予算編成に臨んでいるということが重要だと思います。

教育長 ありがとうございます。

長島委員。

長島委員 個別の話になりますが、補助教材、それから遠足・修学旅行費を無償化ということですけれども、修学旅行など移動教室の参加費用というのは分かりやすいのですけれども、補助教材というときに、どのようなものを思い浮かべればいいのかお聞きしたいのですけれども。

教育長 学務課長。

学務課長 今回、保護者負担軽減事業を検討していく中で、学校で使う補助教材、教科書などを除いた補助教材の中で、基本的には学校徴収金という形で毎月保護者の皆様から集めていて、学校が買うドリルやワーク、教材などの部分と、あとは個別に学校から、例えば、鍵盤ハーモニカを使います、リコーダーを使います、習字があるので習字セットを使います、絵の具セットがあります、そういう教材を買ってくださいと直接、保護者が購入している部分があります。そういうものを総称すると、文部科学省の言い方なのですが、補助教材という大きなくりの中で、今回どこを保護者負担軽減するかという形で考えたときに、全てというとなかなか予算の問題もございますので、どこがという形で区切ったときに、今回、学校徴収金で保護者から定期的に集めているお金に区からの補助を出して、ドリルやワーク、あと実験する場合に使う補助教材などの部分について、今回区のほうから公費負担という形での負担軽減を図ることによって、まずはその部分についての保護者負担の軽減を図ったというのが、今回の目的になります。

長島委員 要するに、今徴収している学校徴収金というのはなくなるということ、それとも額が減るということですか。

学務課長 学校徴収金という形で、今まで教材費などと呼ばれて集めている部分、今回は校外学習もあるのですけれども、それをひっくるめて、おおむね学校徴収金という形で徴収しているのですが、その部分については徴収しないという方向になります。

教育総務課長 補足いたしますけれども、学校徴収金というのは、学校給食費関係、学用品関係、移動教室関係、あとPTAの会費などが学校徴収金になっており、給食については昨年度に無償化としています。今回、学校徴収金の学用品の部分と移動教室や卒業アルバムのところもなくなります。あとPTAについてはきちんと学校としては徴収しますけれども、ほぼ全額、補助教材等について学校に区が負担するという形になります。

長島委員 ちなみに、これまで大体小学校、中学校でどのくらい徴収していたのですか、月額なのか、年額なのか。

教育長 学務課長。

学務課長 これまで徴収していた額は、学年ごとに小学校は大きな幅はあるのですけれども、

平均すると小学校が1万7,000円ぐらいで、中学校は4万円ぐらいになります。

教育長 年間ですね。

学務課長 年間ですので、平均すると1人あたりはそれぐらいかかるということになります。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

小林委員。

小林委員 今回の予算案で、教材費等を含めて保護者負担から区負担の方向にあるということで、これは大変に重要なことだと思っております。

それとともに、教員の負担軽減や、教員の資質の向上などの部分が実は大変に重要なのではないのでしょうか。私自身は大学の教職課程の授業を担当しているのですが、あまりに教員は仕事がハード過ぎるということで、本当に教員になる学生がいない状態ですね。特に現在、民間の就職状況が非常にいいですので、担当しているクラスで教員志望の学生はほぼいません。そういった中で、予算案を組む中で教員の負担軽減、あるいは教員の資質向上ということで今回は27番目のエデュケーション・アシスタント配置事業が入って、これは大変にいいことだと思います。今後、予算案を組むときに、教員の負担軽減につながるような、資質の向上につながるような、そういった点を重点的考慮にさせていただけるといいのではないかと思っております。

教育長 指導室長。

指導室長 まさにそのとおりでございます。今回、予算の中で中学校の放課後学習である寺子屋、こちらのほうをこれまで教員を中心に、また外部の方々を募ってやっていたところですが、これをまた外部委託化というところで負担軽減をするとともに、子供たちの基礎的・基本的な学力定着を図ったところでございます。

こうした一つ一つの事業を積み重ねながら、総合として荒川区は教員に負担が少ない、本来の指導、授業に当たる環境がつけられていることをこれからより発信していきたいと考えております。

小林委員 よろしく申し上げます。

教育長 坂田委員。

坂田委員 今、小林委員が御指摘の点は、先ほど私が申し上げた柱の2つ目の裏側だと認識しています。それで、そのような趣旨の点については、荒川区単独ではなくて、本来は東京都全体、それから少なくともふだん交流をしているブロック単位など、そういう単位で発信していく必要があるのではないかと思うのです。そうしないと、教育課程を学んでいる学生陣のところにきちんと伝わらないというのですか。荒川区だけがそうだとしたことだということ、採用は一方で東京都全体でやっているわけなので、学生陣から見るとうまく伝わらない

のではないかと思うのですよね。だから、小林先生がおっしゃったところは教育の持続や教育の質において極めて重要な部分なので、そういう形で全体としてきちんと伝えていくようなことが大事ではないかと思えます。

教育長 ありがとうございます。ただいまの小林委員、そして坂田委員の御指摘につきまして、私自身も同様な認識を持ってございます。区教委としてできることは、基本的には側面支援という形になってしまいます。エデュケーション・アシスタントについても東京都の補助事業ということで、寺子屋事業についても一部東京都の補助も入ってございます。国においては、教員の処遇改善について来年度に向けて、抜本的な改善にはならないかもしれませんが、給与体系を見直すということも議論されてございます。教員の志望者をいかにしたら増加させることができるか、定期的に都教委とは意見交換や特別区の教育長会から具体的な要望も出してございますので、こういった点は一朝一夕に改善できるものではないかもしれませんが、引き続き具体的な提案、提言を国や都に対してしっかりと申入れしていきたいと思っております。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 それでは、議案第4号について質疑を終了いたします。

御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 討論を終了いたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第4号「令和7年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項ア「区立中学校における不登校対応巡回教員の配置について（モデル実施）」についてを議題といたします。杉山教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 43ページを御覧ください。「区立中学校における不登校対応巡回教員の配置について（モデル実施）」について御説明させていただきます。

ポイントといたしましては、令和7年度より区立中学校において、不登校対策として、拠点校及び巡回校を巡回する不登校対応巡回教員を配置し、不登校生徒や保護者への対応の校内体制を強化いたします。

内容でございます。目的です。不登校対応巡回教員が拠点校・巡回校を巡回し、不登校生徒の支援や魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言等を行うことにより、校内における組織的な支援体制の強化を図ります。

事業内容でございます。この事業につきましては、東京都の事業でございます。巡回教員につきましては、区内において1年以上の経験を有し、不登校対応で能力が発揮できる中学校教諭でございます。

勤務につきましては、巡回担当校において週1日ずつ勤務をいたします。

巡回担当校としましては、拠点校を1校、諏訪台中学校、巡回校を4校、一中、三中、五中、南千住第二中学校を予定しております。勤務モデル例につきましては、こちらを御覧ください。ただし、拠点校の校長が採用を決めていくことになります。

巡回教員の具体的な取組でございます。登校サポートルームの環境整備や来室する不登校生徒の学習支援を行う。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携し、情報を共有し、不登校サポートスタッフに助言を行うなど、不登校生徒や保護者への支援を行う。また、不登校支援シートを活用し、校内において組織的に支援できるよう情報共有を行うなど様々な取組を行います。

今後についてでございます。本モデル実施の効果検証を踏まえ、令和8年度より中学校全校実施を目指してございます。

最後に、他自治体の実施状況でございます。10区で今年度から実施をしてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

長島委員。

長島委員 拠点校を諏訪台中とした何か意義とありますが、どういうことなんでしょうか。

教育センター所長 拠点校を諏訪台中にした理由でございますけれども、まず諏訪台中学校で不登校生徒の数が多ということと、それから登校サポートスタッフ、または不登校に対する取組が大変によいというところで拠点校として選ばせていただきました。

教育長 すでに今年度、東京都の補助を活用してこの事業を実施している区でも、中学校5校に1人教員を配置という基準になっていましたよね。

教育センター所長 他区のほうも5校で1人の拠点校を設けて巡回をしていくというようなことで、そういった規模で他区も行ってございます。

長島委員 それで今後についてのところで、令和8年度より全校実施となっておりますけれども、拠点校を増やして、また巡回校をという形でやっていくということですか。

教育センター所長 令和8年度に向けて、あと残りの5校でございますけれども、拠点校を1

つけて巡回校を4校ということで、同じようなシステムで行っていく予定でございます。

長島委員 先生方一人一人の対応というのが非常に大事だと思いますので、しっかりやってほしいなと思います。

教育センター所長 不登校対応教員につきましては大変重要なキーパーソンでございますので、その学校の不登校対策についてしっかり支援していくとともに、また子供たちへの支援も行っていくということで、教育委員会としても指導させていただきたいと思っております。

教育長 ほかによろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 では、次に移らせていただきます。

報告事項イ「南千住図書館・荒川ふるさと文化館リニューアルの基本設計について」を議題といたします。

本来であれば、地域図書館課長から説明をお願いするところですが、体調不良のため、代わって生涯学習課長、篠原課長から説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、南千住図書館・荒川ふるさと文化館のリニューアルにつきまして、これまで改修工事の検討を進めていく中で12月20日に基本設計を終えたところでございます。この内容について御報告をさせていただきます。

施設概要につきましては、1番に記載のとおりでございます。

2番、リニューアルの背景でございます。現在、開館から26年を経過しておりまして、空調や照明などの老朽化がかなり進んでいるという状況で、これには一定期間休館をして改修を行う必要があるという状況でございます。

また、その他施設全体でバリアフリーの対応が必要となっているほか、現状の施設においては階段が施設の正面入り口から見づらい位置にあるなど、そういった利用者動線の確保というところで課題がございます。

また、現在、地下フロアや、中央図書館が南千住図書館からゆいの森のほうに移転をしているのですが、そこで生まれた4階にある事務スペース、そういった部分で十分な活用ができていないというような、そういった課題もございまして、利用者目線での改修が必要であると認識しているところでございます。

そういった観点を踏まえまして、交流滞在機能を充実させる、また子育て世代向けの環境整備などを進めるとともに、ふるさと文化館など地域の魅力発信、魅力向上が求められているというところでリニューアルを進めてきたというところでございます。

続いて、3のリニューアルの方針や内容についてでございます。

(1)の快適に過ごせる空間というところで、老朽化・環境配慮対応としましては、先ほ

ど申し上げましたとおり、各種設備の更新や、そのほか照明設備のLED化などを進めまして環境への配慮や設備の長寿命化を図ってまいります。

続いて、(2)バリアフリー対応、防災対応でございます。エレベーターの移設、定員拡大やバリアフリートイレの面積拡大、それから障がい者用駐車場が、今、裏手の駐車場にあるのですが、これを施設東側入り口近くへ移設するといったものを進めてまいります。

そのほか、災害時の緊急避難というようなこともあろうかと思っておりますので、地下フロアのほうに備蓄場所を確保していきたいと考えてございます。

続いて、(3)の利用者サービスの向上についてでございます。まず、施設全体としましては、建物中央に2階の図書館フロアへ誘導する階段を新たに新設いたします。

その他、地下階を飲食可能なスペースとして開放するほか、地下フロアの一部をパーティションで区切りながら講演会等を実施できる会議室として利用できる場としてまいりたいと考えてございます。

次に、地上階部分、図書館部分でございますけれども、図書館部分としましては蔵書数を約2万冊増やしまして16万冊とするほか、先ほど申し上げました4階の事務室について図書館フロアへと変更してまいります。また、4階に新たに屋外テラス、今、ベランダのようになっているのですが、ここは今開放していませんが、ここを飲食可能なスペースとして開放してまいります。

その他、閲覧席を現状の100席から約300席に増やすほか、2階の児童フロアにはベビーステーションなどを設置しまして、また屋外の駐輪場もラック式から平置きに変更することで子育て世代の利便性なども向上してまいりたいと考えてございます。

続いて、ふるさと文化館に関しましてでございます。常設展示室、伝統工芸ギャラリーに関しまして新たな動線を設定しまして、ミュージアムショップを新設したいと考えてございます。

展示室につきましては、見て触れて体験できる展示やデジタルコンテンツなどを活用しまして、区民の方々が能動的に楽しめる場をつくってまいりたいと考えてございます。

また、区内外からの来館者、リピーターの獲得を目指しまして、入館料の無料化を進めてまいります。

そのほかカフェ機能でございます。様々な検討を進めた結果でございまして、建物の構造上の課題が大きく、厨房を設置するということが困難な状況でありました。いわゆるカフェはなかなか設置が難しかったのですが、来館者の方がくつろげる空間というものは必要だろうと認識しておりまして、地下階に自動販売機などを設置しながら読書スペース、くつろげるラウンジ的なスペースを設けてまいります。

また、そのほか、今後の検討ではございますが、イベント開催時には1階のショップで菓子類などの個包装のものを販売したり、屋外にキッチンカーのようなものを誘致したりといった、そういった検討も進めてまいりたいと考えてございます。

続いて、4番の基本設計終了時点での概算工事費でございます。これは記載のとおり、約35億円を見込んでいるところでございます。

最後に5番、今後のスケジュールでございます。この令和7年2月より実施設計を行いまして、令和8年11月から改修工事、3か月の準備期間を経まして、令和10年7月のリニューアルオープンを目指してまいりたいと考えておるところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員。

坂田委員 質問ではありませんが、書かれているようにキッチンカーは非常によいのではないかと思います。私どもの東京大学の本郷キャンパスでもキッチンカーが場所を決めて日替わりで入って入って、場所も、何か所かは忘れましたが、そこそこの数があって、何曜日にどこの場所にどのキッチンカーが来るかというのが公表されていて、したがって好きなところに行くというか、そのようになっています。これはもともと安田講堂の下の食堂を改装することに伴って、そういうことをやり始めたのですけれども、実際にはキッチンカーが来ると行列ができるくらい人気があって、食べる場所があれば、キッチンカーを組み合わせるのは有効ではないかなと思います。

以上です。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

小林委員。

小林委員 滞在型にされるということで、非常にいいですね。今、図書館でも滞在型が増えていますので、素晴らしいアイデアだと思いながら見せていただきました。

地下1階の「ひかりにわ」ですか。「こうてい」と言うのですか。

生涯学習課長 「ひかりにわ」です。

小林委員 「ひかりにわ」ですか。これはどういったものですか。御説明いただければと思います。

生涯学習課長 資料を2枚ほどめくっていただいて設計の簡易図面を添付してございます。その右下部分にある光庭部分でございます。今現在も光庭がありまして屋外が、空が見える程度なのですが、スペースがございまして。先に簡単に御説明させていただいたとおり、今現在、地下の奥の光庭フロアはほとんど開放されておりません。何らかの会議体があるようなとき

に使用しているという状況でございます。

今見ていただくと少し暗い雰囲気があるのですが、ここも何かくつろげる空間として飲食していただいたり、場合によってはお子さんが集まって紙芝居のようなものであったり、そういった人が集まるイベントもこの読書スペースで、光庭でできるかなと考えてございますので、皆さんにくつろいで楽しんでいただける空間にしていきたいと考えてございます。

小林委員 期待しております。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 それはでは、本件については報告了承とさせていただきます。

最後に、その他の報告事項として教育委員会の日程について、事務局から何かありますでしょうか。

教育総務課長 59ページを御覧いただければと思います。今回、日程について修正はございません。この委員会終了後に大門小学校の研究発表に向かいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和7年第2回定例会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

了